

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No.2413

特集Ⅰ

魅力的な環境つくる「ウエルネス作業所」

工事事務所の働き方を変革

大成・鶴沢建設共同企業体
千葉市新庁舎整備工事作業所

特集Ⅱ

バック事故が50%未満に

運輸デジタルビジネス協がフォーラム

ニュース

中小へ利点啓発強める

厚労省 14次防で論点示す

電子版はカラーでご覧になれます!!
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

11
1日号
2022

■ 災害のあらまし ■

ワカメの加工販売を営む X 社は、業務本部長の A に対しワカメの検品などを目的として、中国の大連へ出張を命じた。A は大連滞在の 5 日目に宿泊先のホテル内で、強盗に襲われ、頸動脈を切りつけられ出血多量で死亡した。A の遺族 B は、業務上の災害による遺族補償年金の給付を求めたが、労働基準監督署はこれにはあたらないとして不支給決定をした。B はこの決定を不服として、審査請求をしたが棄却され、その後再審査請求をしたが、これも棄却された。その後、この決定に対して納得できなかった B は、地裁に対してこの処分に対する取り消し処分の訴訟を起こした。

■ 判断 ■

地裁は、B による訴えは妥当であると判断して、労働基準監督署の決定を取り消して、A の死亡は業務上の災害であると判決を下した。

■ 解説 ■

業務上の災害が認められるためには、業務遂行性と業務起因性の両方の条件が求められる。業務遂行性があるとは、労働者が労働契約に基づく使用者との雇用関係にある場合において、命じられた業務を遂行するなかで生じた災害であることである。業務起因性があるとは、その災害とその業務に因果関係があるということである。

この事例では、A が X 社から、業務上の命令で中国大連に出張をしていたということで、業務遂行性については要件を満たしていたため、労災判定をするうえで業務起因性の有無が焦点となった。

労働基準監督署は、A は第三者の行為に

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 埼玉会
社会保険労務士行政書士楠原事務所

所長 楠原 正和

第 344 回

よる加害行為により死亡したものであるため、業務起因性はないので業務上の災害にあたらないと主張をした。

事件当時 A が宿泊したホテルは、現地では高級ホテルとされていたが、宿泊以外の人が容易に出入り可能であること、非常階段の出入り口付近の照明が暗いことなど、セキュリティーや安全対策は十分であるとは認められなかった。

当時の外務省の安全情報では、現地である中国大連市は、傷害、強盗、拳銃使用した殺人、恐喝事件が頻発しており、日本人を狙ったスリ、置き引き、ひったくり、暴行などの事件が発生していることが記載されていた。

また、北京市内で、日本人旅行者が、滞在中のホテルの客室内で殺害され金品を奪われる事件や、高級ホテルにおいても、外国人を被害者とした強盗殺人事件が発生したことも記載されていた。

A は所定の宿泊施設内で行動しており、進んで私的な行為をしていたことは認められなかった。

地裁は、本件事件で A が約 8 万円入りの財布を奪われたことと、上記状況から、同様に日本人が被害者となる事件が頻発していること、所定のホテルの宿泊者に対する安全対策が十分でないこと、私的行為ではないことなどを考慮した。そのうえで、日本人が強盗事件に遭う危険性があり、事件は業務をするなかであり得る危険性が現実化したものであることが経験則上認められると判断した。そこで、A の死亡に対しては業務起因性を否定する特段の理由がなく、業務上の災害による死亡の場合にあたるものとして、労働基準監督署の決定を取り消した。

ここで注意すべきことがある。A は、もっ



ぱら業務遂行のためにホテルに滞在していたということである。仮に A が、業務と関係のない私的な行為をしていて、このような事件に遭遇したとするならば、労働基準監督署の主張した「第三者の行為による加害行為により死亡」となり、業務上の災害にはあてはまらない可能性が強い。「業務遂行性」や「業務起因性」の要件を欠いてしまうことになってしまうからである。

なお、この場合は、A が雇用関係のある X 社からの出張命令を受けて、業務遂行中の事件で被災したため、業務上の災害に認定された。この場合と異なり、海外の事業場に使用される労働者として勤務する場合は、労災保険の特別加入をしている場合を除き労災の適用はされない。

グローバルな世の中となり、海外からわが国にやってくる労働者も増えているが、わが国から海外に業務のために赴く労働者も増えている。海外では、国内と情勢が大きく異なる点があり、本事例のような事件もあり得ることから、事業主は従業員の安全を守るためにも、事前に現地について調査をすることも必要となってきたといえる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp